

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の一部改正について」の一部改正について

令和 8 年 5 月

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

1. 概要

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成 30 年 9 月 3 日付け薬生発 0903 第 1 号・20180829 製局第 2 号・環企発第 1808319 号厚生労働省医薬・生活衛生局長・経済産業省製造産業局長・環境省大臣官房環境保健部長連名通知。以下「運用通知」という。）」では、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）において規定されている化学物質の範囲関係、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出関係及び第一種特定化学物質等の製造等の取扱いに関して示している。

今般、「既に得られているその組成、性状等に関する知見（平成 30 年 3 月 14 日付け薬食発 0313 第 8 号・20180308 製局第 2 号・環企発第 1803124 号厚生労働省医薬食品局長・経済産業省製造産業局長・環境省大臣官房環境保健部長連名通知。以下「既知見通知」という。）」の改正を踏まえ、運用通知等における字句の改正を行う。

2. 主な改正の内容

（1）運用通知の一部改正

既知見通知の改正に伴い文書番号も改められるため、運用通知において既知見通知の文書番号を引用している箇所を改める。

（2）「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の一部改正について（令和 7 年 10 月 6 日付け医薬発 1006 第 1 号・20251001 保局第 6 号・環保安発第 2510061 号厚生労働省医薬局長・経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官・環境省大臣官房環境保健部長連名通知。以下「改正通知」という。）の一部改正

運用通知について、改正通知により施行期日の異なる多段階施行による一部改正を行っており、改正通知第 3 条による一部改正の施行が令和 9 年 4 月 1 日と定められているところ、今回改正の第一条において既知見通知の文書番号が改められることにより不整合が生じるため、改正通知第 3 条において既知見通知の文書番号を引用している箇所を改める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公表日：令和 8 年 5 月 29 日

施行日：令和 8 年 6 月 1 日（既知見通知の改正と同日）